

第4回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

議事次第

日時：平成22年2月19日（金）

15：00～17：00

場所：金融庁 904会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 今後の検討課題とスケジュールについて
- (2) その他

3. 閉会

〈配布資料〉

資料1 今後の検討課題について

資料2 課題1(意思表示方法)についての論点整理(たたき台)

資料3 今後の普及啓発スケジュール(案)

参考資料 「臓器移植に関する世論調査」について
(平成20年9月実施)

課題 1 臓器提供意思表示カードや、運転免許証・健康保険証等での意思表示方法（資料 2）

[検討事項]

- 1 運転免許証や保険証等における、臓器提供の意思をどのように表示していただくか。
- 2 親族優先提供の意思表示について、パンフレット等の説明も含めどのように取り扱うか。

課題 2 改正法の施行に向けた周知等（資料 3）

[検討事項]

1 周知する内容、対象

改正法の施行に伴う小児からの脳死下での臓器提供が始まること等も踏まえ、改正内容の周知や臓器移植に関する知識の啓発普及をどのように行っていくか。

（内容） 改正法の内容（法改正の概要、7月施行分の制度の詳細）、その他臓器移植に関する事項のうち、重点をおくべき事項は何か。

（対象者）効果的な普及啓発を行うためには、どのような対象に重点をおくか。

2 周知のスケジュール及び周知媒体

普及啓発に関する今後のスケジュールをどうするか。また、現行の啓発資料をどのように活用するか。他の媒体は活用できないか。

課題 3 意思登録システムの今後の活用方策

[検討事項]

改正法の施行も踏まえ、意思登録システムの活用をどのように図っていくか。また、今後のシステム見直しをどのように考えるか。

(現状の課題) 15才未満の意思表示を登録する手段
インターネットが接続出来ない環境にある方への対応
登録情報の更新
医療機関による登録情報へのアクセス

等

第3回臓器移植に係る普及啓発に関する作業班における主な意見

1 親族優先提供の意思表示方法について

- ・ 「○」を付ける方式ではなく、できれば能動的に自筆で書いて頂く方式が望ましい。
- ・ 自筆で「親族優先」と書いてもらうような能動的な仕組みとする方が良いのではないか。
- ・ これ以上カード内に記載を増やすのではなく、説明書にしっかりと書いて、それを理解して頂く方が重要である。
- ・ カードと説明書がセットで配られることを前提に考えれば、備考欄や自由記載欄があれば十分で、親族優先提供の意思表示欄を設けなくて良いのではないか。

2 その他カードの様式について

- ・ 提供したい臓器に「○」を付ける方法を改め、提供したくない臓器を書く方式としてはどうか。
- ・ 提供したくない臓器と言った場合、臓器移植法上の臓器のみか、それ以外の臓器を含むのか明確ではなく現場で混乱しかねない。
- ・ 提供したくない臓器を書くのはオプトアウトの考え方であり、日本の法律とは合致しないように感じる。
- ・ 制度の内容を知ってもらうため、(社)日本臓器移植ネットワークのインターネットアドレスを掲載することは有効であると考える。(現在は、モバイル用のQRコードが掲載されている。)

3 カードの配布方法について

- ・ カードと説明書が常にセットで配布されていない状況についても、併せて考えていく必要がある。
- ・ 基本的には、カードと説明書と一緒に配られるようにすべきである。

課題 1（意思表示方法）についての論点整理（たたき台）

※第 3 回作業班における御意見等を踏まえ、事務局として整理したもの

1. 意思表示方法に関する論点整理（現行の意思表示カード、健康保険証、運転免許証等に共通の論点）

（1）親族優先提供の意思表示の取扱い

- ・ 「○」を付ける方式とすると、制度に関する十分な理解がないまま意思表示を行う方が増えるおそれがあるため、能動的に自筆で記載していただくための記載欄を設けることでよいか。
- ・ 親族優先提供の意思表示ができる旨の案内、親族優先提供に関する留意事項は必要であるが、カードのスペースを考慮すると記載は難しいため、カード内には記載せず、パンフレットに記載していくことでよいか。

（2）提供する臓器について

- ・ 現行カードは、臓器移植法の対象臓器を印字し、提供したい臓器を○で囲む（又は提供したくない臓器に×をつける）方式である。これを提供したくない臓器を自筆記載する方式に変更した場合、法の対象でない臓器が記載される等により、現場で混乱が生じる可能性があることから、今後も同じ取扱いとしてはどうか。

（3）家族署名欄の取扱い

- ・ 臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の臓器提供に関する意思を家族に知ってもらえることから、家族署名欄は有用とされてきたが、今後はどうするか。
- ・ また、意思表示シールや健康保険証においては、スペースの関係から家族署名欄を省略した様式を用いているが、今後も同じような考え方でよいか。

（4）臓器提供意思表示カードの配布方法等

- ・ 親族優先提供の制度内容については、パンフレットに十分な説明を記載する必要があるが、配布に当たっても、カード単独ではなく、カードとパンフレットを併せて配布することを原則としていく必要があるのではないか。
- ・ 臓器移植や意思表示に関する情報へのアクセスを容易とするため、カードに問い合わせ先等を記載する必要があるのではないか。

2. 臓器提供意思表示カード等の様式について（たたき台）

（1）臓器提供意思表示カード（従来から一般に配布しているカード）の見直し

厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークが作成・配布している臓器提供意思表示カードについては、今般の改正法を踏まえ、以下のような見直しを検討してはどうか。あわせて、配布方法の改善等も検討してはどうか。

- ① 親族優先提供の意思表示について、自筆で記入できるような備考欄等を設ける
- ② カードと併せて配布されるパンフレットにおいて、親族優先提供に関する留意事項を丁寧かつ分かりやすく記載する
- ③ カード記載者が必要な情報を得られるよう、問い合わせ先の周知等を図る

（2）運転免許証や健康保険証等における標準的な記載事項

（1）以外のカード等については、基本的に次の事項を盛り込む必要があるのではないか。

但し、スペースに制約があることから、やむを得ず 3) や 4) を省略する場合には、意思表示シール・個人情報保護シールの台紙や同時に配布されるパンフレット等を活用し、記載者が親族優先提供の意思表示等の必要な情報を容易に入手出来るようにする、ということによいか。

- 1) 臓器提供に関する意思
 - ① 脳死下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
 - ② 心停止下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
 - ③ 臓器を提供しない意思
- 2) 本人の署名及び署名年月日
- 3) 備考欄
- 4) 記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先

意思表示カード見直しのイメージ

① 「備考欄」及び「記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先」を加える「家族署名欄」を削除する。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

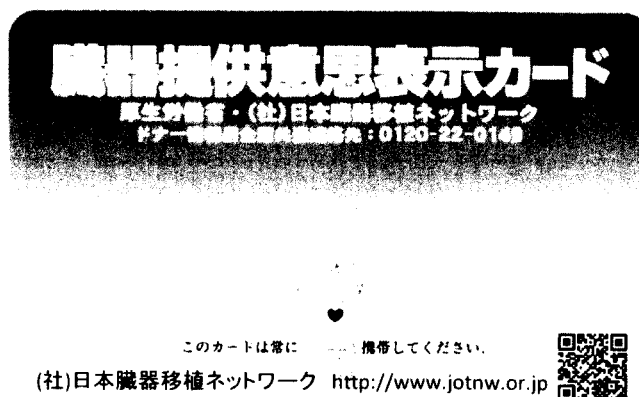
3. 私は臓器を提供しません。

[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

※ 記入に際しては、パンフレットをお読みください。
臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



② 「備考欄」及び「記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先」を加える。

※ 記入に際しては、パンフレットをお読みください。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

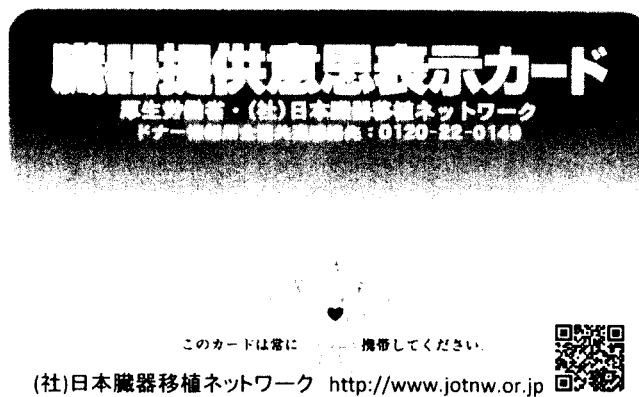
3. 私は臓器を提供しません。

[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



③ 新規:「備考欄」及び「臓器移植に関する問い合わせ先」を加える。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

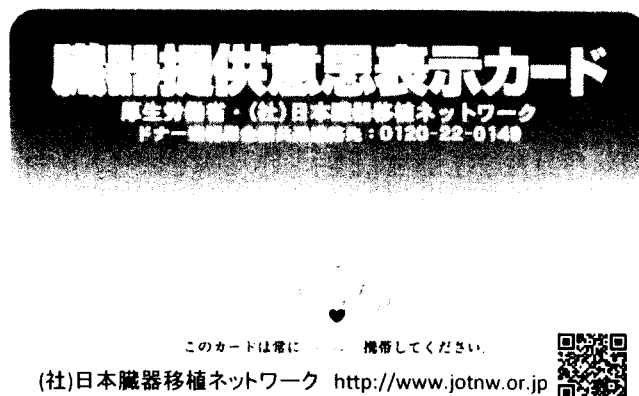
[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



パンフレット：記載方法説明のイメージ

- ① 自分の意思に合う番号に○をしてください。
脳死下及び心停止後に提供してもいいと思われる方は、1と2に○をしてください。
 - ② 臓器を提供したくないと思われる方は、3に○をしてください。
 - ③ 1か2、1と2に○をした方は、提供してもいい臓器に○をしてください。
その他の欄には、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などをご記入いただけます。
 - ④ 本人の署名及び署名年月日を記入してください。
(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)
 - ⑤ 親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読みください。
親族優先の意思表示については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの登録を推奨しております。
ホームページ<http://www.jotnw.or.jp/> モバイルサイト<http://www.jotnw.or.jp/m/>
- 親族への優先提供が行われる場合
- I ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している。
 - II 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望者登録をしている。
 - III 医学的な条件(適合条件)を満たしている。
※1 婚姻届を届出している方に限ります。(事実上婚姻関係と同様の事情にある方は該当しません。)
※2 養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ります。
- 親族への優先提供が行われる場合の留意事項
- I 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
 - II 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
 - III 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
 - IV 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

上記について、ご理解された方で、優先提供の意思表示をされたい方は、備考欄に「親族優先」と自筆でご記入ください。

なお、現在お持ちの臓器提供意思表示カード・シールなど備考欄がない場合は、カード内の空きスペースに「親族優先」の意思を記載することもできます。

- ◎ 臓器移植に関するお問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク
(社)日本臓器移植ネットワークホームページからメールによる照会に対応しています。
また、お電話・FAX等による照会にも対応しています。
フリーダイヤル：0120-78-1069 TEL：03-3502-2071 FAX：03-3502-2072

第3回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料より抜粋

臓器提供意思表示カード・シール

【臓器提供意思表示カード】

◀該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
 を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
 します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()


3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)



【健康保険被保険者証】

注意事項 診病を受けようとするときには、この証をその都府県医療機関等の窓口
 で渡してください。

住所 _____

備考 _____

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思表示する欄として使用できます。記入する場合は、
 該当する1~3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません。)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません。)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 _____ 《署名年月日》 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【臓器提供意思表示シール】

私は、脳死判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
 を提供します。 (心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他())

(署名) _____ (署名年月日) / /

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器
 を提供します。 (腎臓・膵臓・眼球・その他())

(署名) _____ (署名年月日) / /

第3回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料より抜粋

親族優先提供に対応する意思表示カードイメージ(案)

案① (現行意思表示カードの余白に優先提供の意思を表示)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

※ただし、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

案② (現行意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる」旨の説明記載)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

案③ (現行意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を表示する欄を設ける)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

親族優先提供意思記入欄:

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、備考に「親族優先」とご記入ください。

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注:臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、枠内に「親族優先」とご記入ください。


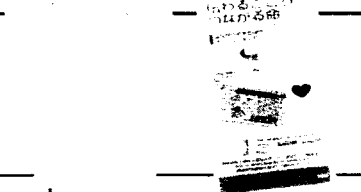

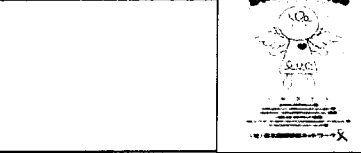


※ 注意事項は、記載のイメージとして掲載しています。

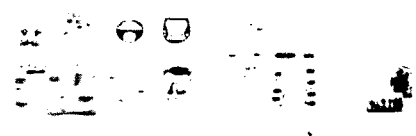
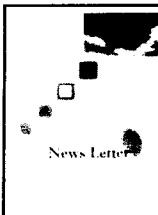

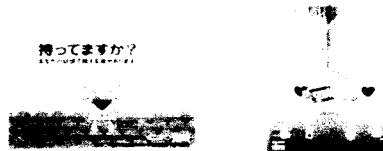
今後の普及啓発スケジュール(案)

目的	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降				
新しい制度の普及	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度を施設など関係者に対し適切に周知していく <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児の脳死判定基準の周知 ・虐待を受けた児童の取扱い 等 					<p>省令・ガイドラインの改正</p>	<p>周知</p> <p>7月17日 施行</p>	<p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・関係学会のホームページ(予定) ・医療機関等への通知発出 ・担当者会議 							
	<p style="text-align: center;">普及啓発</p>														
普及啓発の充実	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度の対象者を含め、広く臓器移植に関する理解を深めていただく <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい臓器提供意思表示方法の普及 ・世論調査結果に基づく情報の提供 ・小児に対する普及啓発 ・臓器提供意思登録システムの見直し 					<p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・厚生労働省動画チャンネル(YouTube) ・定期刊行物: 厚生労働 ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置) ・既存ポスター用タックシール 					<p>新しい臓器提供意思カード、運転免許証、健康保険証の配布開始</p>		<p>臓器移植普及推進月間</p>		

主な普及啓発資材

(第1回臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料抜粋)

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
意思表示カード・シール (700万部)		本人の意思表示	○	○	○	○
リーフレット (900万部)		意思表示の方法を解説した簡易なパンフレット	○	○		○
意思表示カード封入セット (150万部)		郵便局、コンビニなど店舗設置用カード・シールセロハン封入セット		○	○	○
小冊子 (50万部)		主に中学生レベル・一般の方を対象とした解説書		○	○	○
手記のシリーズ think transplant (20万部/号)		移植者・臓器提供者などの手記(年2~3号) Vol. 11まで発行済			○	○
日本の移植事情 (3万部)		大学生など詳しい内容を知りたい人を対象とした解説書			○	○

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
絵本リーフレット (5,000部)		小学生レベルを対象とした組み立て式パンフレット			○	○
ニュースレター (13,000部)		移植希望登録者を対象とした各臓器ごとの移植の実績に関するデータをまとめたパンフレット			○	○
日本の移植事情 解説書 (500部)		「日本の移植事情」と、その内容に沿って解説できる画像と解説書をセットにしたもの				○
ポスター (2万部)		正会員施設、店舗やイベント会場などに掲示				○

「臓器移植に関する世論調査」について

I 調査概要

調査時期：平成20年9月11日～9月21日（調査員による個別面接聴取）

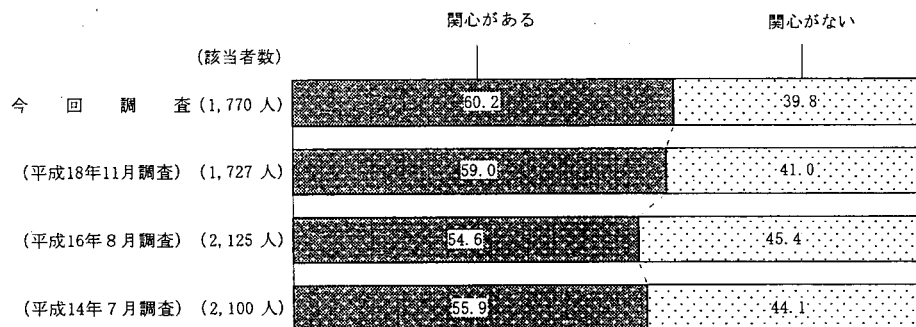
調査対象：全国20歳以上の者3,000人（有効回収数：1,770人，回収率：59.0%）

過去実績：H18.11，H16.8，H14.7，H12.5，H10.10

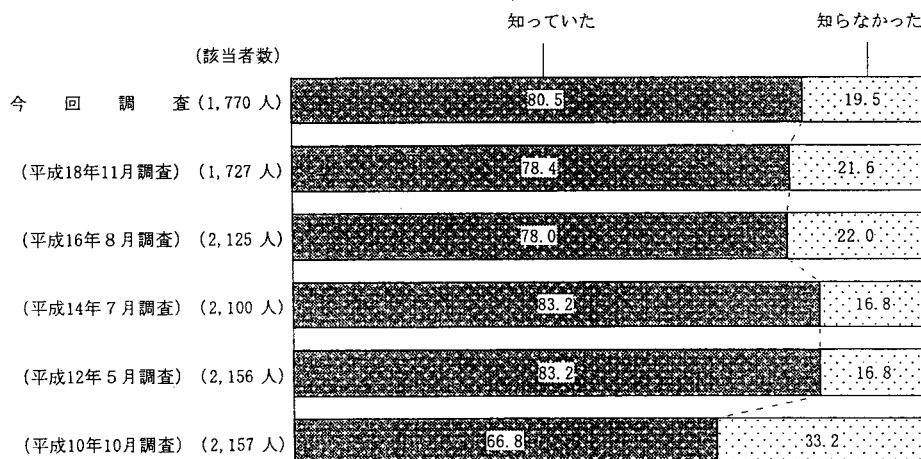
II 主な結果

1 臓器移植法について

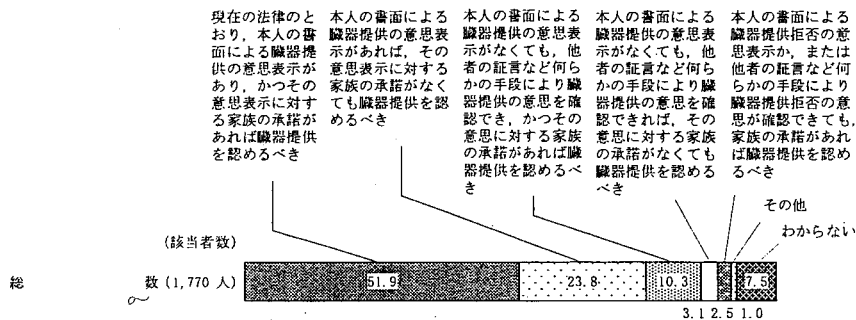
（1）臓器移植に「関心がある」が60%と，調査開始以来最も高い。



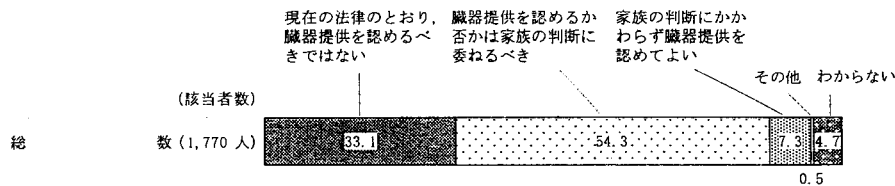
（2）脳死での臓器提供には，生前，本人の意思で書いた書面による意思表示と，その意思表示に対する家族の承諾の両方が必要なことを「知っていた」が81%と，前回からほぼ変わらず。



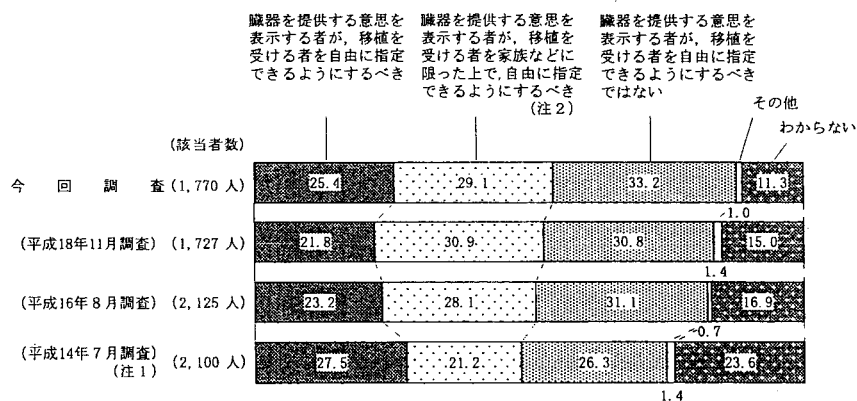
(3) 本人の意思表示がある又は意思を確認できる場合の臓器提供について、「現在の法律のとおり」が 52%。次いで「本人の書面による意思表示があれば家族の承諾がなくても認めるべき」が 24%。



(4) 本人の意思が確認できない場合の臓器提供について、「家族の判断に委ねるべき」が 54%、「現在の法律のとおり」が 33%。



(5) 臓器提供者が移植を受ける者について、「自由に指定できるようなすべきではない」が 33%、「家族などに限った上で自由に指定できるようにすべき」が 29%、「自由に指定できるようにすべき」が 25%。

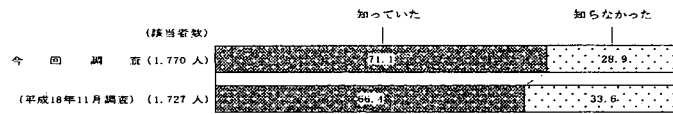


(注1) 平成14年7月調査では、「臓器の移植に関する法律における臓器移植においては、現在臓器移植を受ける患者を公平かつ適正に選択することとされておりますが、これについてどう思いますか。この中から1つお答えください。」と聞いている。

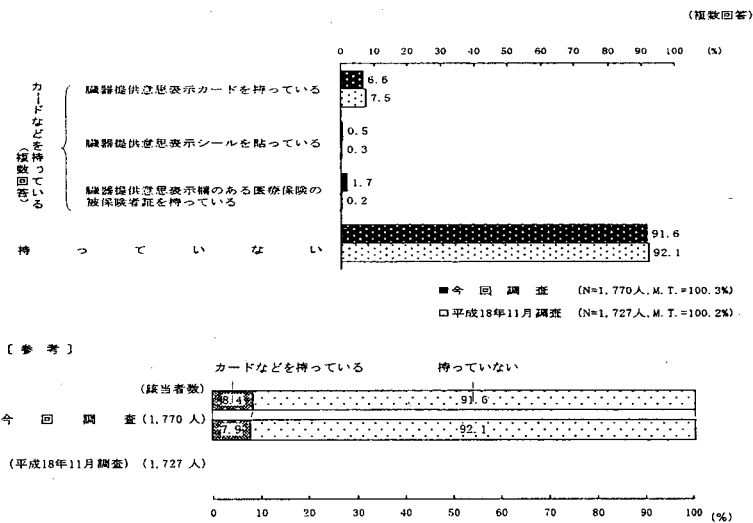
(注2) 平成18年11月調査までは、「臓器を提供する意思を表示する者が、移植を受ける者を身近な者などに限った上で、自由に指定できるようにすべき」となっている。

2 臓器提供意思表示カード・シール，医療保険の被保険者証について

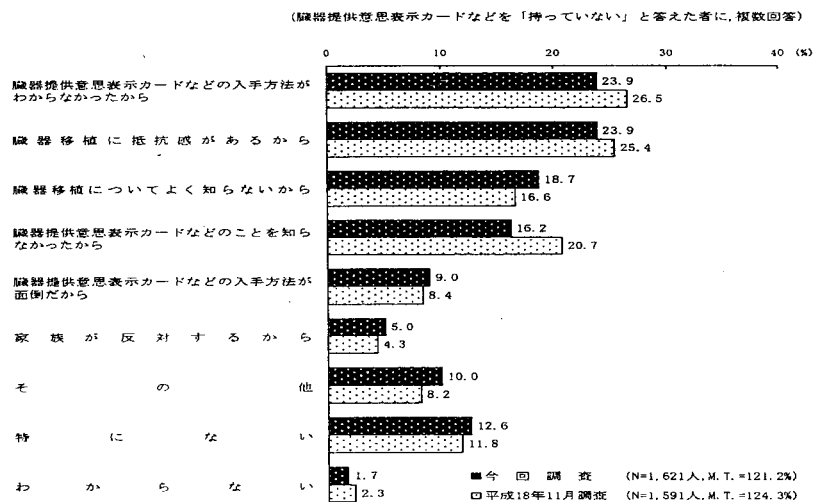
(1) 臓器提供意思表示カードなどのことを「知っていた」は71%と，前回(66%)より増加。



(2) 臓器提供意思表示カードなどを「持っていない」は92%と，前回からほぼ変わらず。

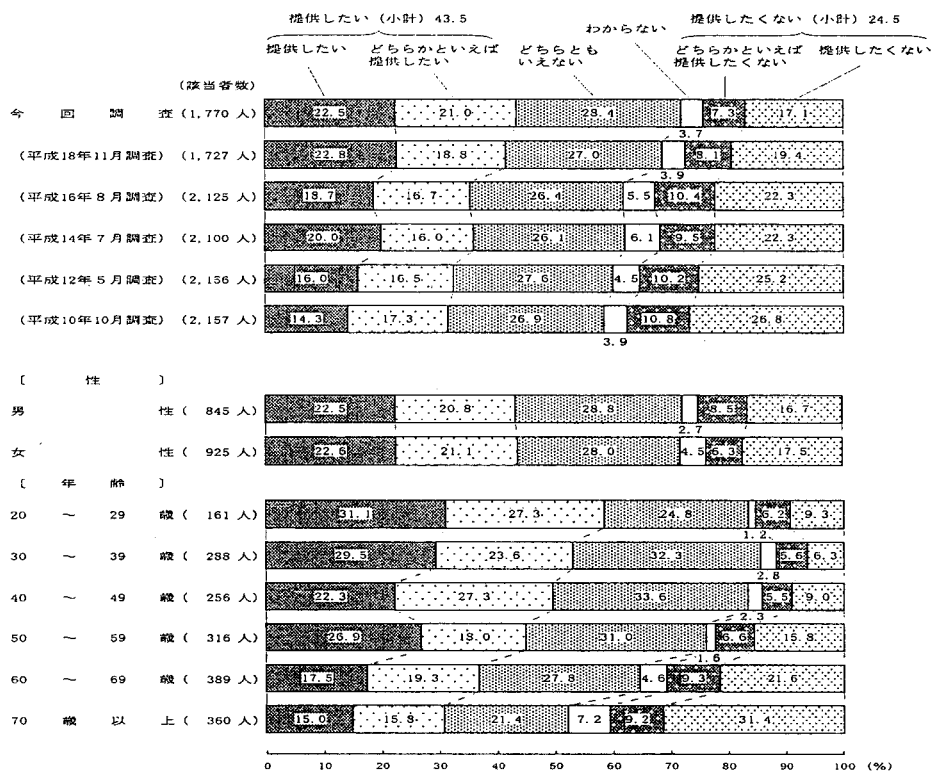


(3) カードなどを持っていない理由は，「入手方法がわからなかったから」(24%)，「臓器移植に抵抗感があるから」(24%)，「臓器移植についてよく知らないから」(19%)など。「カードなどのことを知らなかったから」(16%)が前回(21%)より減少。

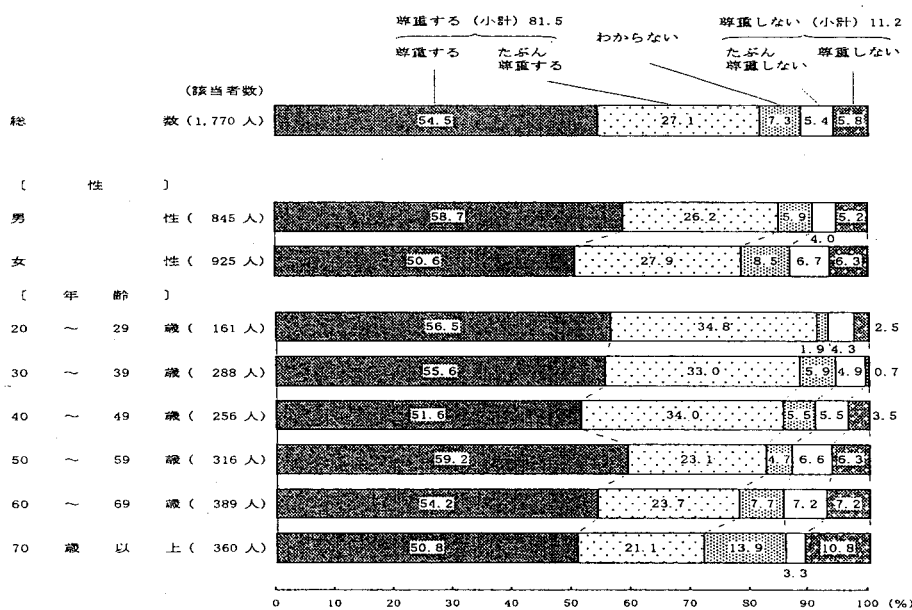


3 臓器移植に対する意識について

(1) 自分が脳死と判定された場合、心臓や肝臓などの臓器を「提供したい」が44%。20歳代では58%に対して、70歳以上では31%と、「提供したくない」(41%)を下回る。

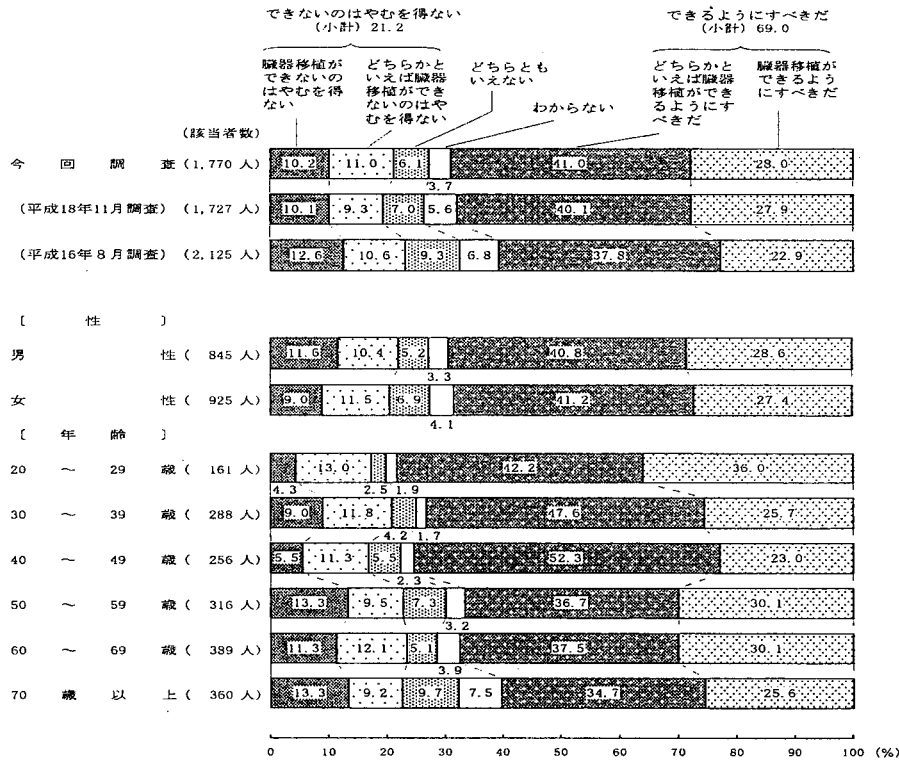


(2) 家族の誰かが脳死と判定され、その人が脳死での臓器提供の意思を書面によって表示していた場合、その意思を「尊重する」が82%。

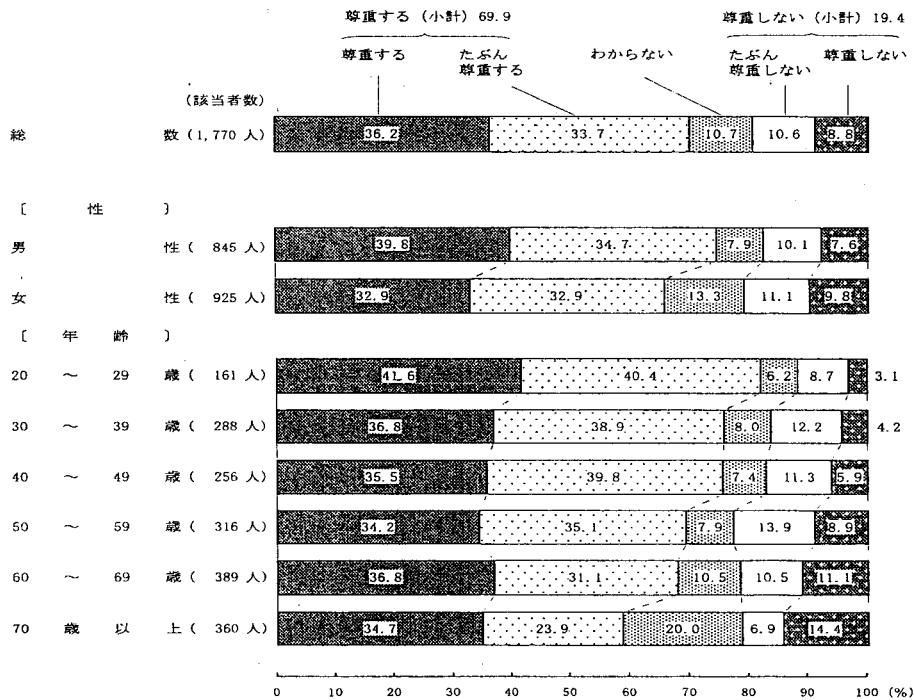


4 15歳未満の者の臓器提供について

(1) 15歳未満の者からの脳死での臓器提供を「できるようにすべきだ」が69%。若い世代ほど、その割合が高い。

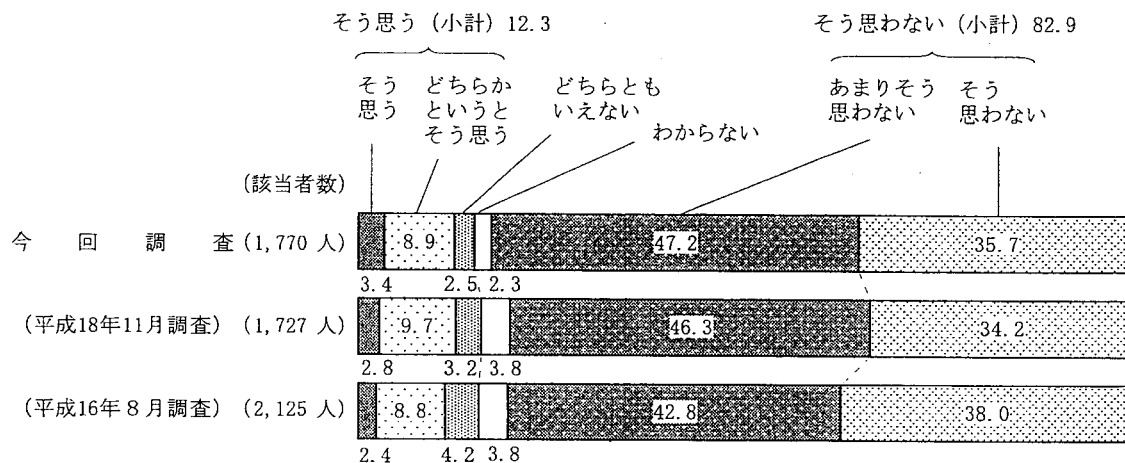


(2) 家族のうち15歳未満の人が脳死と判定され、その人が脳死での臓器提供の意思を表示していた場合、その意思を「尊重する」が70%。



5 臓器移植に関する情報について

(1) 臓器移植について、十分な情報が得られていると「思わない」が83%。



(2) 臓器移植に関してほしい情報は、「移植医療の安全性など」(49%)、「費用など」(46%)、「実施状況」(40%)など。

